

岐阜県公報

第二千四百二十九号
平成二十五年三月十九日

(火曜日)

目次

規 則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 一九三^{ページ}

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則

(都市政策課) 一九四
(スポーツ健康課) 一九四

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 一九七

告 示

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

(環境管理課) 一九七

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一九八
(街路公園課) 一九八

岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可
恵那都市計画道路事業の事業計画の変更認可

(同) 一九八

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

肉用子牛生産者補給金等業務を行う協会の指定解除

県営土地改良事業の換地処分

基本測量の終了

落札者等に関する公示

(環境生活政策課) 一九九
(商業流通課) 一九九
(畜産課) 一九九
(農地整備課) 一九九
(用地課) 二〇〇
(西濃振興局) 二〇〇

規 則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「(国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。)」を削る。

第八条第三項第六号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十一条第二項中「問い合わせ先」の下に「周知地域の範囲」を加え、同条第三項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 周知地域の範囲

第十一条第三項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第十七条に次の一項を加える。

3 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。

一 条例第二十四条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

二 事業者の問い合わせ先

三 周知地域の範囲

- 四 第一号の意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 第二十五条中「変更されない」を「増加しない」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「当該開発区域を所管する振興局長」を「知事（当該開発区域を所管する振興局がある場合は、振興局長。以下この条、第三章から第五章まで及び第十八条第二項において同じ）」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「振興局長」を「知事」に改める。

第三章から第六章まで（第五条第一項を除く。）の規定中「振興局長」を「知事」に改め、第五条第一項中「前条第一項の振興局長」を「知事」に改める。

3 国又は地方公共団体が管理者となる道路については、幅員構成、構造等について当該管理者（予定管理者を含む。）と協議がなされていること。

別表第二四の項第六号中「に規定する第三種又は第四種の道路の基準に準じた構造（自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路にあつては、それぞれ同令に規定する基準）」を「岐阜県道路の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第五十三号）及び当該道路の存する市町村が定める市町村道の構造の基準に関する条例」に改め、同表六の項第三号中「原則として事業者が」を「事業者の責任において関係法令に従い適切に」に改め、同項第四号を次のように改める。

4 廃棄物処理施設を設置する場合は、周囲の生活環境の保全上支障を生ずるおそれのない構造及び能力を有するものであること。

別記第一号様式中「新編加加」を「新編加加」に改め、同様式備考第一号(5)を削る。

別記第二号様式中「新編加加」を「新編加加」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の規定に基づいてなされている開発協議については、この規則による改正後の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川球技場条例施行規則（平成三年岐阜県規則第三十九号）を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「又は第二駐車場を使用する」を「第二駐車場又は第三駐車場を利用する」に改める。

第三条第二項中「又は第二駐車場」を「第二駐車場又は第三駐車場」に改める。

第五条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「知事が定める附属設備等の使用料の」を「附属設備等及び知事が定める」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（利用料金の承認）

第五条の二 指定管理者は、条例第五条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第四号様式の二）を提出しなければならない。

第六条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項中「条例第五条第一

項の規定による使用料」を「利用料金」に、「及び第二駐車場の使用料」を、「第二駐車場及び第三駐車場の利用料金」に改め、同項ただし書中「使用料延納申請書」を「利用料金延納申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「及び第二駐車場の使用料」を、「第二駐車場及び第三駐車場の利用料金」に改める。

第七条の見出し中「使用料後納」を「利用料金後納」に改め、同条第一項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料後納」を「利用料金後納」に、「使用料を」を「利用料金を」に改め、同条第二項中「使用料後納申請書」を「利用料金後納申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料を」を「利用料金を」に、「使用料後納」を「利用料金後納」に改める。

第八条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「知事」を「指定管理者」に、「第五条第三項ただし書」を「第五条の二第三項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第二号中「使用料返還申請書」を「利用料金返還申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同項第三号中「使用料返還申請書」を「利用料金返還申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「第五条第四項」を「第五条の二第四項」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料減免申請書」を「利用料金減免申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料減免承認書」を「利用料金減免承認書」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(準用)

第十条の二 第五条及び第六条から第八条までの規定は、条例第十条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第五条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に岐阜県長良川球技場の管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表1の表備考第二号中「使用する」を「利用する」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用料」を「利用料金」に、「午後及び夜間の額の合計額」を「又は午後及び夜間の額の合計額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」に改め、同表備考第三号中「使用する」を「利用する」に改める。

別記第一号様式注、別記第一号様式の二注及び別記第四号様式注中「㊦」を、「㊧」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

として次のように加える。

注 知事が岐阜県長良川球技場の管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜県長良川球技場指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

附則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県長良川球技場条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県長良川球技場条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則（平成五年岐阜県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「宿泊施設等（宿泊施設及び附属施設設備等をいう。以下同じ。）に限り」を削る。

第五条中「別表第二」を「別表一の表」に改める。

第九条第一項第一号中「の宿泊施設等」を削る。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条から第十二条まで 削除

第十六条中「別表第一備考第二号」を「別表一の表備考第四号」に、「身体に障害がある者」を削り、「せのこ」を「若」に改める。

別記第一号様式注、別記第一号様式の二注、別記第二号様式注及び別記第四号様式注中「宿泊施設等」に限り、「指定管理者」を「指定管理者」に改める。

別記第十号様式から別記第十三号様式までを削る。

附則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告示 二示

岐阜県告示第百五十四号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。）別表二に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

別表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備 考
吉田川（全域）	生物特A	直ちに達成	長良川水域
板取川（全域）	生物A		
津保川（全域）	生物A	直ちに達成	長良川水域
武徳川（全域）	生物A		

備考 該当類型の分類は、環境庁告示別表2の1の（河川（湖沼を除く。））の表の

類型を示す。

岐阜県告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市武芸川町谷口字西大洞一〇七九の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十年岐阜県告示第四百二十七号 岐阜都市計画道路事業 三・三・七四号水野町線及び三・六・五六号新本町市橋線

三 事業施行期間

平成十年六月十六日から

同 三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

岐阜県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、恵那都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

恵那市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十一年岐阜県告示第四百六十七号 恵那都市計画道路事業 三・五・九号御所の前牧田線

三 事業施行期間

平成二十一年七月二十四日から

同 二十五年五月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年二月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つながるいのちの会
- 三 代表者の氏名 松原 弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市中津川三三九五番地の一一四
- 五 定款に記載された目的 この法人は、中津川市民に対して地域活性化に関する事業を行い、市民が自ら動いて笑顔あふれる楽しい街づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年三月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年三月八日

二 届出者の氏名又は名称
ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー関広見店

関市広見字川口一七番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年十一月九日

五 店舗面積

一、九八〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

一三八台

七 荷さばき施設の面積

一一八平方メートル

肉用子牛生産者補給金等業務を行う協会の指定解除

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第九条第一項の規定により、次のとおり同法第六条第一項の指定を解除したので公示する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除した法人

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社団法人岐阜県畜産協会

二 指定解除年月日

平成二十五年三月三十一日

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業瑞浪東部地区清水木ノ暮工区の換地処分を平成二十五年三月四日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ

り公示する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十四年五月二十八日から

同 二十五年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品等の名称及び数量 西濃及び揖斐総合庁舎で使用する電気 1,336,339kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年12月28日

4 落札者を決定した日 平成25年 2月21日

5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園二丁目6番3号

株式会社エネット

代表取締役社長 池辺 裕昭

6 落札金額 28,367,787円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県西濃振興局振興課

(2) 所 在 地 大垣市江崎町422番地3

平成二十五年三月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐阜文芸社